

	火災	救急
福島市	88件	12,936件
飯坂署	10件	1,145件
東出張所	10件	1,431件

令和元年の火災・救急件数

# 飯坂消防だより

編集・発行

福島市飯坂消防署

福島市飯坂町字銀杏6番地の13

電話 542-2986

FAX 542-6544

令和2年3月第176号

## 春の福島市火災予防運動を実施します



この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、万が一発生した場合にも被害を最小限にとどめ、高齢者を中心とする犠牲者の発生を減少させることを目的としています。

実施期間：令和2年3月1日（日）～ 令和2年3月7日（土）

防火標語：「ひとつずつ いいね！で確認 火の用心」

### 令和元年中の火災の概要


令和元年中に福島市で発生した火災件数は88件（前年比12件増）で、火災による死者は7人（前年同数）でした。火災種別では、建物火災が56件でトップ、次いでその他の火災（枯草火災など）が18件、車両火災が11件の順になっています。

出火原因別では、放火・放火の疑いによるものが12件と最多であり、地域ぐるみで放火されない環境づくりに努めることが大切です。

#### 火災種別

火災種別	件数
建物火災	56
その他の火災	18
車両火災	11
林野火災	3
合計	88

#### 原因別

<b>1位</b> 放火・放火の疑い 12件 	<b>2位</b> 電気配線 10件 	<b>3位</b> 電気装置 6件 
--	---	---



## 取り付けましたか？住宅用火災警報器

平成23年6月1日から全ての住宅に**住宅用火災警報器**の設置が義務付けられています。火災から大切な家族を守るため、未設置の場合は**早急に設置**しましょう。すでに設置済みの場合は、適正に**維持管理**しましょう。

**命を守る！「住宅用火災警報器」あなたの家は大丈夫？**

住宅用火災警報器は、10年を目安に交換をお勧めします！

お近くの消防署所に「住宅用火災警報器なんでも相談窓口」を開設しております。購入先のご相談、取り付け箇所・点検・交換・取り付け支援に関するご相談、共同購入のご相談、出前講座の実施など、なんでもお気軽にご相談ください！





## 救命講習（AED取扱講習含む）のご案内 **無料**

### 「あなたの応急手当が大切な命を救います」

いざというとき、もし応急手当ができたなら…

家族や身近にいる人が、大出血や意識不明となったとき、必要な応急手当をすることができますか？

飯坂消防署では救命に関する講習会を毎月第3日曜日に開催しております。いざという時のために備えて受講し、応急手当を身に付けましょう。

日時：毎月第3日曜日 午前9時～正午

場所：飯坂消防署

定員：20名

内容：心肺蘇生法、AED取り扱い、止血法など

申込方法：電話（542-2986）でお申し込みください

その他：運動のしやすい服装でお越しください



## 野焼き（野外焼却）等は犯罪です！

野焼きは、農業、林業を営むためにやむを得ない焼却やたき火・キャンプファイヤーなどのごく一部の例外を除き、法律で禁止されており、違反すると処罰の対象となります。

屋外での焼却は、煙、すす、悪臭により周囲の人に迷惑をかける行為です。

また、**ごみ焼却・野焼きからの延焼による火災が発生しており**、お互いが良い環境で過ごすためにも、ごみは絶対に野外で焼却せずに、適正に処理しましょう。



### 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出

農業、林業を営むためにやむを得ない焼却やどんと焼きなど、火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為を行う場合には、煙を火災と見間違えて消防車が出動することを防止するため、事前にその内容について最寄りの消防署に届出する必要があります。

ただし、空気が乾燥し風が強く火災が発生しやすい気象状況となり**火災警報が発令された場合にはこれらの行為は制限**されます。

上記の届出は、「**火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為の届出書**」によって行います。ただし、届出書によって届け出る時間の余裕がない場合は、口頭(電話)による届出でも結構です。なお、この届出書は最寄りの消防署においてありますが、福島市消防本部ホームページ「申請・届出様式」からもダウンロードできます。

### 【消防情報テレホンサービス】

■固定電話・携帯電話専用案内「0180-992-919」

■PHS・IP電話専用案内「024-533-0119」

ふくしま



ケイタイウェブ



QRコード

